

銀年

銀座でわかる年賀

情報(第 41 号)



平成 30 年 12 月 27 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階

銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com>

岡山県産あたご梨：特 1 玉で 1 キログラムを優に超えお土産や贈り物に最適。

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の加入



1 被保険者の範囲

まず、健康保険・厚生年保険（以下「健康保険等」といいます）では、被保険者（加入者）についてどのように規定されているのかを紹介します。

健康保険	法人の事業所であって、 <u>常時従業員を使用するもの</u> （注1）。 適用事業所に使用される者（注2）。
厚生年保険	適用事業所に使用される 70 歳未満の者（注1）。 法人の事業所又は事務所であって、 <u>常時従業員を使用するもの</u> 。

（注1） 個人事業主では、一部業種を除き、常時 5 人以上の従業員を使用するときは適用事業所となります。

（注2） 後期高齢者医療の被保険者となったときは資格を喪失します。

2 健康保険等の機能と被保険者

健康保険等は、企業で使用される者（労働保険とは異なり役員を含みます）を保護する制度であり、給与があること、その給与から保険料を納付（1 か月単位）いただくことを前提としています。

極端な例を挙げると、1 時間だけ働くといった臨時従業員やアルバイトまでを被保険者とすることは適当ではなく（給与を保険料が上回る）、「常時従業員を使用する」との規定になっています。すると、「常時」とはどの範囲をいうのかとの解釈が必要となります。従来、大雑把には、「従業員が常用的使用関係にあるかどうかにより判断すべきものとし、1 日又は 1 週の所定労働時間及び 1 月の所定労働日数が同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね 4 分の 3 以上」としていました。

3 被保険者の範囲の明確化

通常勤務者が 8 時間労働ならば、6 時間勤務で被保険者となりますけれど、おおむねであり、5 時間 50 分の勤務、逆に通常勤務者が 7 時間 45 分ではなど、境界線をめぐってあやふやなことは否めませんでした。労働者を保護する制度ですから、おおむね 4 分の 3 以上ならば積極的に被保険者とする精神であったところ、逆に、被保険者とししない方向であったといえます。

そこで、その明確化と適用拡大を図ることにし、平成 28 年 10 月から、従業員 501 人以上の会社で週 20 時間以上働く方なども健康保険等の被保険者としました。

さらに、平成 29 年 4 月 1 日からは、従業員数が 500 人以下の企業においても、労使の合意に基づき、加入できるようにしました（労使合意に基づき、申出を行うことにより可能となっています）。

これらの対象者は、勤務時間・日数が常時雇用者の 4 分 3 未満で以下の①～④全

てに該当する方です。

- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。
- ② 同一の事業所に継続して 1 年以上使用されることが見込まれること。
- ③ 報酬(最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く)の月額が 8 万 8 千円以上であること。
- ④ 学生でないこと。

4 適用拡大の趣旨

「無年金・低年金問題に対しては、負担に応じた給付という社会保険制度の枠組みの中で取り得る対策として、一体改革関連法により、受給資格期間の短縮、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、低所得かつ低年金の高齢者に対する福祉的な給付金制度の創設などの措置を講じているところであります。引き続き、年金制度の持続可能性を強固にしつつ、社会経済状況の変化に対応したセーフティーネット機能の強化に努めてまいります。被用者年金の適用拡大についてのお尋ねがありました。社会保障・税一体改革の一環として、平成 28 年 10 月に実施される短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大について、着実に実施してまいります」(平成 26 年 5 月 26 日参議院本会議の田村憲久厚生労働大臣答弁)。

つまり、適用拡大による保険料収納及び老齢厚生年金受給者数の増加を図り、持続可能性とセーフティーネット機能を強化する狙いです。

5 加入手続き

従業員 501 人以上の企業は、前記 3 の要件を充たせば強制加入であり、500 人以下の企業では、労使合意による任意加入となります。以下のとおり同意が必要で、同意対象者とは、厚生年金保険の被保険者、70 歳以上の使用される者、3 の要件を全て満たす短時間労働者となります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 同意対象者の過半数労働組合がある場合は、当該労働組合の同意。② 同意対象者の過半数労働組合がない場合は、以下のいずれかの同意。<ul style="list-style-type: none">・ 同意対象者の過半数を代表する者の同意。・ 同意対象者の 2 分の 1 以上の同意。 |
|--|

6 加入促進

現在でも、健康保険等へ意識的に加入しないことを構想している企業及び労働者が存在します。制度全体を理解すること、任意加入促進により、人手不足の解消策とすることを検討するとよいでしょう。

本誌任意加入のご相談及び社会保険・労働保険の加入手続きの代行を承っています。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦 井上 隆興
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
<https://ginza-syaroushi.com/>